

京都府社会福祉施設等ポータブル発電機導入補助金について（案）

平成24年6月
介護・地域福祉課
医 療 課

1 趣 旨

万一の停電時に備え、入院患者等の安全を確保するため、病院・社会福祉施設等が行うポータブル発電機の導入に対して補助する。

2 事業内容

◇**対象施設**：病院（療養病床を有する診療所、分娩を扱う有床診療所を含む。）

社会福祉施設等（高齢者・障害者・児童関係の入所関係施設）

※社会福祉施設等の範囲については別紙2のとおり

◇**補助内容**：ポータブル発電機（10kw未満）の購入

※ポータブル発電機については、一定の発電能力を持つもの

◇**補助基準額**：400千円（1施設あたり）

※台数による制限なし

◇**補助率**：1/2（上限200千円）

◇**補助対象の購入期間**：平成24年5月21日～平成24年9月7日

※上記期間に購入したものを補助対象とする。

3 申 請

◇**申請の時期**：第1次募集期間「7月10日～7月31日」

第2次募集期間「8月10日～8月30日」

◇**申請の方法**：病院については、府医療課あて申請

社会福祉施設等については、府介護・地域福祉課あて申請

※申請書様式（別紙3）

◇**申請者**：補助対象施設を経営する法人代表者

4 実績報告

◇病院については、府医療課あて提出

◇社会福祉施設等については、府介護・地域福祉課あて提出

※実績報告書様式（別紙4）

ポータル発電機購入助成の補助対象となる社会福祉施設等一覧（案）

（高齢者関係）

- 老人福祉法第5条第3項に規定する老人福祉施設のうち、
 - 1 特別養護老人ホーム
 - 2 養護老人ホーム
 - 3 軽費老人ホーム
- 老人福祉法第29条に規定する
 - 4 有料老人ホーム
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する
 - 5 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う事業所（注：経過措置（旧高専賃も含む））
- 介護保険法第8条に規定する居宅サービス事業のうち、
 - 6 短期入所生活介護を行う事業所
 - 7 短期入所療養介護を行う事業所
 - 8 特定施設入居者生活介護を行う事業所
- 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業のうち、
 - 9 認知症対応型共同生活介護を行う事業所
 - 10 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業所
 - 11 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業所
- 介護保険法第8条第27項に規定する
 - 12 介護老人保健施設

（障害者関係）

- 障害者自立支援法第5条第12項に規定する
 - 1 障害者支援施設（施設入所支援を行う事業所）
- 障害者自立支援法第5条に規定する障害福祉サービス事業のうち、
 - 2 短期入所を行う事業所
 - 3 共同生活介護を行う事業所（ケアホーム）
 - 4 共同生活援助を行う事業所（グループホーム）
- 障害者自立支援法第5条に規定する
 - 5 福祉ホーム

（児童関係）

- 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設のうち、
 - 1 福祉型障害児入所施設
 - 2 医療型障害児入所施設
 - 3 乳児院
 - 4 母子生活支援施設
 - 5 児童養護施設
 - 6 情緒障害児短期治療施設

<案>

別紙3-1 補助金交付申請書

文書記号・番号
年 月 日

京都府知事 山田 啓二 様

〇〇法人〇〇会
理事長 〇〇 〇〇

補助金の交付について（申請）

平成24年度京都府社会福祉施設等ポータブル発電機導入補助金の交付について、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金の名称 京都府社会福祉施設等ポータブル発電機導入補助金

2 補助対象施設の名称

3 補助対象施設の種別

4 補助金の交付申請額 (単位：円)

総事業費 A	寄附金、その他の収入額 B	差引額 C (C=A-B)
対象経費の支出額 D	補助基準額 E	補助金申請額 F

※ $F=E \times 1/2$ (円未満切捨て)

5 添付書類

- (1) 購入計画書（別添1のとおり）又は領収書・支払書（金額、購入した物及び購入日が記載されているもの）
- (2) その他参考となる書類

※注1 申請者については、法人代表者とする。

※注2 3の施設種別については、社会福祉施設等については別紙2に記載された名称のとおり記入すること。病院については別紙1の対象施設の名称のとおり記載。

<案>

別紙3-2 補助金変更交付申請書

文書記号・番号
年 月 日

京都府知事 山田 啓二 様

〇〇法人〇〇会
理事長 〇〇 〇〇

補助金の変更交付について (申請)

平成 年 月 日付け京都府指令 号で交付決定のあった平成24年度京都府社会福祉施設等ポータブル発電機導入補助金について、交付決定内容を変更したいので、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号)第9条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金の名称 京都府社会福祉施設等ポータブル発電機導入補助金
- 2 補助対象施設の名称
- 3 補助対象施設の種別
- 4 補助金の交付変更額
(1) 変更前交付決定額 金 _____ 円
(2) 変更後交付申請額 _____ (単位:円)

総事業費 A	寄附金、その他の収入額 B	差引額 C (C=A-B)
対象経費の支出額 D	補助基準額 E	補助金申請額 F

※ $F = E \times 1/2$ (円未満切捨て)

- 5 変更内容及びその理由
- 6 添付書類
(1) 購入計画書(別添1のとおり)又は領収書・支払書(金額、購入した物及び購入日が記載されているもの)
(2) その他参考となる書類

※注1 申請者については、法人代表者とする。

※注2 3の施設種別については、社会福祉施設等については別紙2に記載された名称のとおり記入すること。病院については別紙1の対象施設の名称のとおり記載。

<案>

別紙4 補助事業実績報告書

文書記号・番号
年 月 日

京都府知事 山田 啓二 様

〇〇法人〇〇会
理事長 〇〇 〇〇

補助事業の実績について (報告)

平成24年度京都府社会福祉施設等ポータブル発電機導入補助金の交付決定を受けた補助事業が完了したので、その実績について補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号)第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の名称 京都府社会福祉施設等ポータブル発電機導入補助金
- 2 補助対象施設の名称
- 3 補助対象施設の種別
- 4 補助金の交付決定額 金 _____ 円
- 5 補助金の実績額 (単位:円)

総事業費 A	寄附金、その他の収入額 B	差引額 C (C=A-B)
対象経費の支出額 D	補助基準額 E	補助金実績額 F

※ F=E×1/2 (円未満切捨て)

- 6 差引増減額 金 _____ 円
- 7 補助金の交付決定年月日 平成 年 月 日
- 8 交付決定通知書の指令番号 京都府指令第 _____ 号
- 9 補助事業の完了年月日 平成 年 月 日
- 10 添付書類
(1) 事業実績報告書 (別添2のとおり)
(2) 納品書
(3) 支払書又は領収書
(4) 購入した発電機の写真等

※注1 報告者については、法人代表者とする事。

※注2 10の添付書類(4)については、発電機の現物が確認できるものとする事。

<案>

別添 1

購入計画書

1 購入予定日 平成 年 月 日

2 購入先 ○○商店

3 購入予定発電機詳細

	発電機名称	メーカー名	台数	発電性能 (k w)	金額
1				k w	千円
2				k w	千円
3				k w	千円
4				k w	千円
5				k w	千円
					合計 千円

4 使用目的 (使用予定)

--

<案>

別添 2

事業実績報告書

1 発電機の購入日 平成 年 月 日

2 導入発電機の詳細

	発電機名称	メーカー名	台数	発電性能 (k w)	金額
1				k w	千円
2				k w	千円
3				k w	千円
4				k w	千円
5				k w	千円
					合計 千円